

障害のある学生の修学支援について

障害のある学生の修学支援に関する検討会（第一回）

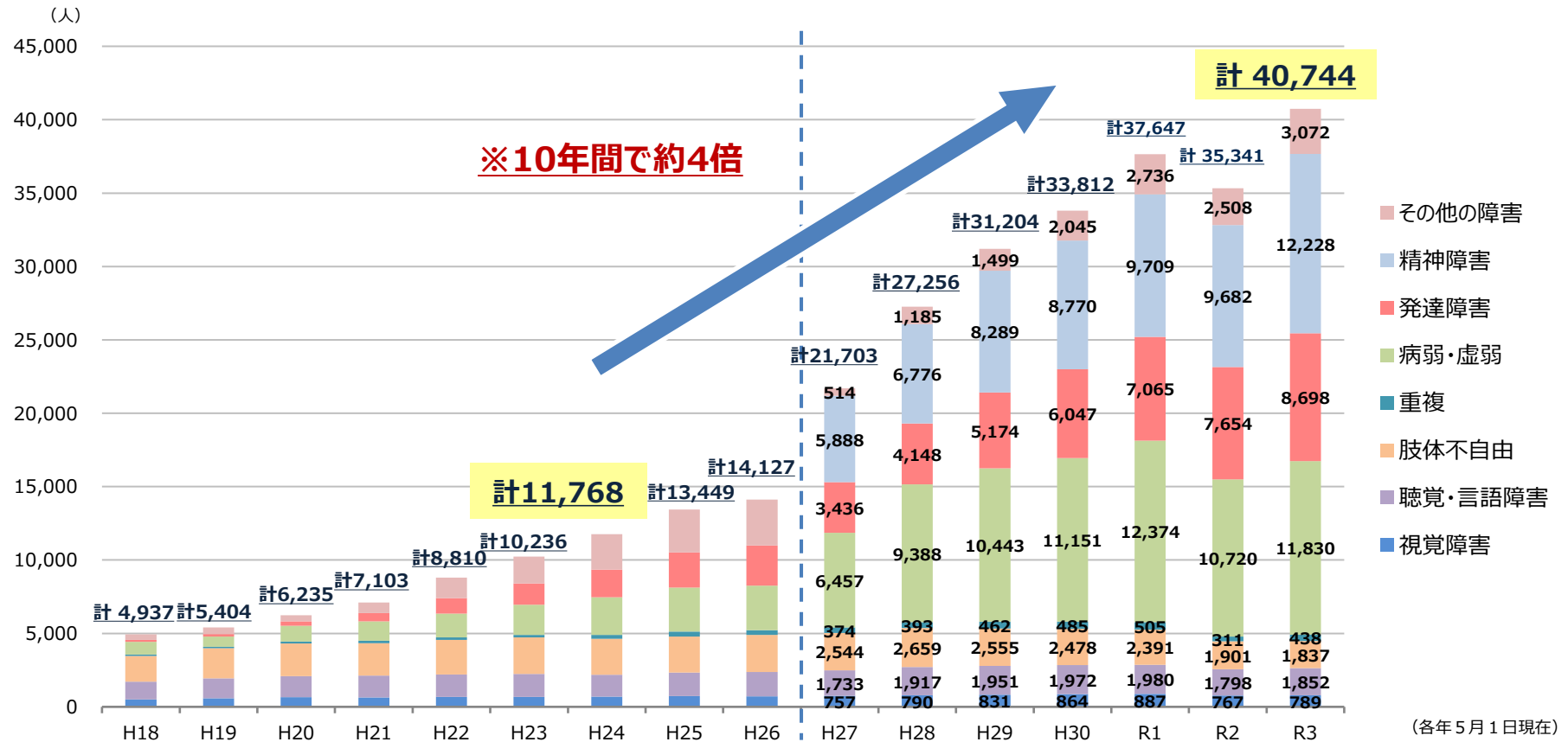
令和5年5月18日（木）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

障害のある学生の在籍者数



出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、並びに身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものをいう。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

直近の障害のある学生の在籍者数・在籍校数に関するデータ（令和3年度）

○ 学生数に関するデータ

（令和3年5月1日現在）

（人）	学生数	障害学生数	障害学生在籍率	支援障害学生数	支援障害学生在籍率
計	3,233,301	40,744	1.26%	21,767	0.67%
大学	3,055,843	36,414	1.19%	19,847	0.65%
国立	585,398	7,358	1.26%	4,669	0.80%
公立	158,433	2,113	1.33%	1,052	0.66%
私立	2,312,012	26,943	1.17%	14,126	0.61%
短期大学	120,555	1,780	1.48%	887	0.74%
公立	5,348	155	2.90%	68	1.27%
私立	115,207	1,625	1.41%	819	0.71%
高等専門学校	56,903	2,550	4.48%	1,033	1.82%
国立	51,315	2,219	4.32%	850	1.66%
公立	3,771	247	6.55%	136	3.61%
私立	1,817	84	4.62%	47	2.59%

※障害学生在籍率：障害のある学生数÷学生数×100(%)

※支援障害学生数：学校に申請の申し出はあり、それに対して学校が何らかの支援を行っている障害学生数

※支援障害学生在籍率：支援障害学生数÷学生数×100(%)

○ 学校数に関するデータ

（令和3年5月1日現在）

（校）	学校数	障害学生在籍学校数	障害学生在籍率	支援障害学生 在籍学校数	支援障害学生 在籍率
計	1,176	942	80.1%	837	71.2%
大学	809	693	85.7%	626	77.4%
短期大学	310	193	62.3%	157	50.7%
高等専門学校	57	56	98.3%	54	94.7%

※障害学生在籍率：障害学生在籍学校数÷学校数×100(%)

※支援障害学生在籍率：支援障害学生在籍学校数÷学校数×100(%)

障害者施策の流れ

- ◆ 平成18年 12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- ◆ 平成19年 9月 条約に日本署名（賛同）
- ◆ 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- ◆ 平成24年 12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ
→ 取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理
- ◆ 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の公布
- ◆ 平成26年 1月 条約の批准書を国連に寄託（2月19日効力発生）
- ◆ 平成27年 2月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- ◆ 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行（※施行後3年を目途に見直しの検討開始）
- ◆ 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ
→ 取組の具体的な進め方と留意事項を整理
- ◆ 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定
- ◆ 令和 3年 6月 「『障害者差別解消法』の一部を改正する法律」の公布
- ◆ 令和 5年 3月14日 「第5次障害者基本計画」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定）」閣議決定
- ◆ 令和 6年 4月 1日 「『障害者差別解消法』の一部を改正する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定）」の施行
→ 私立大学における合理的配慮の提供の義務化

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ◆ 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- ◆ **障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定**し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。
- ◆ 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- ◆ 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- ◆ 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) (※2)	所掌する分野について 策定義務(第11条1項) (※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項) → 義務	—	対応指針(※3)の対象

→
改正

- ※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**
- ※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』
- ※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』
→ 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第7条においては、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことを求めている。

※障害者差別解消法（改正法施行前）においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている



◆意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



◆段差がある場合に、スロープなどで補助する

注：内閣府作成資料に基づき文科省作成

第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向 法制定の背景 / 基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別解消措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 事業者 商業その他の事業を行う者全般
- 対象分野 障害者の日常・社会生活全般が対象※
※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

2 不当な差別的取扱い

- 障害者に対して、正当な理由※なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止

※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

- 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。
- 不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例

3 合理的配慮

- 行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの
(例) 段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮
- 建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要）
- 合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例
- 環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等）

第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定（※地方公共団体等は努力義務）

2 対応要領

（記載事項）不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発

第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 主務大臣は事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、所掌する分野の特性に応じたきめ細かな対応を行う。

2 対応指針

（記載事項）不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・制度整備、主務大臣の所管する事業分野ごとの相談窓口

第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1 相談等の体制整備

- 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口にて「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

2 啓発活動 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動／障害のある女性、障害のある子ども等への留意。

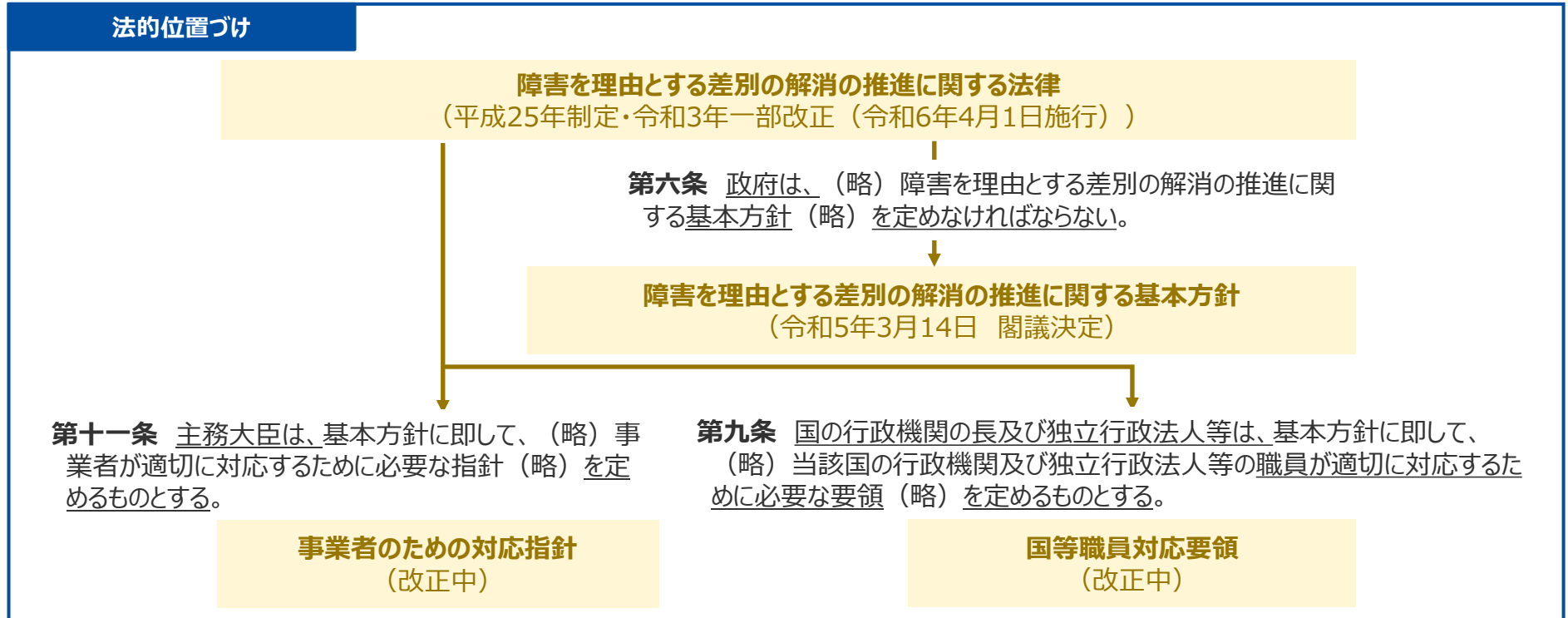
3 情報の収集、整理、提供 事例（性別・年齢等の情報含む）の収集・データベース化・提供

4 地域協議会 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、設置促進に向けた取組等

第6 その他重要事項 必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針等の改正

- ◆ 「対応指針」とは、障害者差別解消法の規定に基づき、政府が閣議決定した基本方針に即して、障害を理由とする差別の禁止に関し、文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた告示。
- ◆ 「国等職員対応要領」とは、国の行政機関の長及び独立行政法人等（※国立大学法人を含む）が、基本方針に即して、障害を理由とする差別の禁止に関し、当該機関の職員が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。（文部科学省においては訓令）
- ◆ 作成・改正に当たっては、予め、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされている。



○ 改正障害者差別解消法の施行日（令和6年4月1日）に向けて改正中。

○ なお、国立大学法人については、一般社団法人国立大学協会において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」のひな形を作成し、ひな形を元に各国立大学法人において要領を策定しており、本改正に当たっても同様に、国立大学協会においてひな形の改正を実施。

分野別の留意点 (高等教育段階)

「基本方針」等改正内容を踏まえ、現在改正作業中

全文: https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/11/1339465_0100.pdf

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある学生に対する合理的配慮の提供については、大学等（大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いものである。合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき考え方を項目別に以下のように整理した。ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというのではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれること。

- 1 **機会の確保**：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
- 2 **情報公開**：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
- 3 **決定過程**：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- 4 **教育方法等**：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
- 5 **支援体制**：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- 6 **施設・設備**：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

(2) 合理的配慮の具体例

別紙1（不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例）のほか、独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」も参考とすることが効果的である。なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

大学等の学長（校長を含む。以下同じ。）は、リーダーシップを発揮し、大学等全体として、学生から相談を受けた時の体制整備を含む次のような支援体制を確保することが重要である。

ア 担当部署の設置及び適切な人的配置

支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害のある学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関する部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との役割を明確にした上で、関係部署・施設との連携を図る。なお、障害のある学生の所属学部や学科、担当教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は、学長及び障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を中心に、これらの事案の内容を十分に確認した上で、必要な調整を図り、さらに再発防止のための措置を講じることが望ましい。

また、障害のある学生と大学等との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、第三者的視点に立ち調整を行う組織が必要となるため、このような組織を学内に設置することが望ましい。これらの調整の結果、なお合意形成が難しい場合は、大学等の設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

イ 外部資源の活用

障害は多岐にわたり、各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校など）の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

ウ 周囲の学生の支援者としての活用

障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、周囲の学生を支援者として活用することも一つの方法である。

一方で、これらの学生の支援者としての活用に当たっては、一部の学生に過度な負担が掛かることや支援に携わる学生と障害のある学生の人間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要である。

(4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮

障害のある学生からの様々な相談は、必ずしも担当部署に対して行われるとは限らず、障害のある学生の身近にいる学生や教職員に対して行われることも多いと考えられる。それらに適切に対応するためには、障害により日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員が理解していることが望ましく、その理解促進・意識啓発を図ることが重要である。

(5) 情報公開

各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。

また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入学試験における障害のある受験者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるように情報アクセシビリティに配慮することが望まれる。

○ 令和5年3月 閣議決定

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 8. 教育の振興

※青字：第4次基本計画からの変更箇所

（3）高等教育における障害学生支援の推進

- ◆ 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- ◆ 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- ◆ 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- ◆ 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- ◆ 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- ◆ 大学入学共通テストにおいて実施されている障害等のある受験者の配慮については、一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、合理的配慮を含めた必要な配慮の取組について、一層の周知を図る。
- ◆ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進する。
- ◆ 大学等の入試における合理的配慮を含めた必要な配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」（抜粋）（平成28年6月、国連に提出）

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。



基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

○ 障害者基本計画 関連成果目標

8. 教育の振興（高等教育部分の抜粋）

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業に関する支援</u> を実施している大学等の割合	85.4%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業以外の支援</u> を実施している大学等の割合	73.4%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	73.0%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.3%	100%
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	51.4%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	63.1%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	25.8%	100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>就職先の開拓、就職活動支援</u> を実施している大学等の割合	21.8%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>障害学生向け求人情報の提供</u> を実施している大学等の割合	22.8%	おおむね100%
募集要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	87.2%	おおむね100%

出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



第4次計画における指標を踏襲。引き続き、各成果目標の達成を目指す。

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度） 第二次まとめ（概要）

- ◆平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- ◆こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- ◆第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- ◆加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

（1）基本的な考え方

- ◆「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- ◆「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

（2）大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。
①事前の改善措置（中・長期的な取組）、②学内規程（対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表）、③組織（主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」）

（3）合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出（学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。）、②学生と大学等による建設的対話（学生本人の意思決定を尊重）、③内容決定の際の留意事項（教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない）、④決定内容のモニタリング

（4）紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

（1）教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

（2）初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

（3）大学等から就労への移行（就職）

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

（4）大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

（5）障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

（6）研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

（7）情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター（仮称）の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関（福祉・労働行政、企業等）からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

障害者の生涯学習の推進方策について（令和元年7月8日元文科教第237号通知）

- ◆ 障害者の生涯学習の推進に関して、平成30年2月に有識者会議を設置し、議論を行い、平成31年3月には報告書「障害者の生涯学習の推進方策について」をとりまとめたところ。
- ◆ この報告書における提言を踏まえ、文部科学省における当面の強化策をとりまとめている。

大学等に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ、大学等には以下のような取組が期待される。

（大学等が提供する公開講座等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供）

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（平成29年3月）において、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処、各大学等が取り組むべき主要課題とその内容等について示していることを踏まえ、大学等においては、実施するオープンカレッジや公開講座等において、不当な差別的取扱いを行わないようにするとともに、合理的配慮を提供することが期待される。

（知的障害者等の学びの場づくり）

大学等には、多様な学生の受入れを通じた教育研究の一層の高度化の観点からも、地域や社会への貢献の観点からも、特別支援学校等を卒業した後の障害者の学びの場としての役割を果たすことが求められている。これまで行ってきたオープンカレッジや公開講座、障害のある学生に対する支援を一層充実していくことが期待される。

特別支援学校等卒業後の組織的な継続教育の観点や、一旦就職した障害者が職業生活の充実や仕事のスキルアップのために学ぶ障害者のリカレント教育推進の観点からも、大学等における知的障害者の学びの場づくりについて、諸外国の事例も参考に、国との連携も図りながら積極的な取組を検討していくことが期待される。

文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022（概要）

1. 障害者の多様な学習活動の充実

（1）多様な学びの機会提供の促進

- ◆ 多様な学習プログラム、実施形態のモデルの開発・普及
- ◆ 福祉と連携した放課後の学習に係る優良事例の収集・研究

（2）障害の特性を踏まえた学びの場づくり

- ◆ 視覚障害者等の読書環境の整備推進
- ◆ 生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究

（3）学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実

- ◆ 特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項について周知

（4）学校卒業後の組織的な継続教育の検討

- ◆ 障害福祉サービスと連携した学びに関する実態把握・分析、発信
- ◆ 大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的研究

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ◆ 生涯学習における合理的配慮に関する研究の推進
- ◆ 一般就労以外にも、ピアサポーターとして、あるいは障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチを通じたまちづくりへの参画など多様な社会参加の在り方を提示

3. 障害に関する理解促進

- ◆ 学校における「交流及び共同学習ガイド」（H31.3改訂）の活用促進、「心のバリアフリーノート」の作成
- ◆ 「超福祉の学校」（障害者参加型フォーラム）の実施

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ◆ 「共に学び、生きる共生社会コンフレックス」の実施により、障害者の学びの場に携わる実践者同士の交流・学び合いを進め、担い手を育成
- ◆ 社会教育、特別支援教育、障害福祉の制度や仕組み、人的リソース等を理解した中核的人材に期待される役割、身に付けるべき専門性等について研究
- ◆ 社会教育士の活用方策についても具体的に検討
- ◆ 社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修に「障害者の生涯学習支援」を位置付け

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- ◆ 個別的教育支援計画への「生涯学習」の位置付けや、同計画の適切な引継ぎの促進
- ◆ 都道府県、市町村における障害者の学びの場へのアクセスや情報保障、学びに関する相談支援体制の確保促進
- ◆ 当面、以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを実施
 - ※ 成果指標は施策の進捗状況等を踏まえ、見直し
 - ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合
 - ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
 - ③ ホームページ等により、障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
 - ④ 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
 - ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置付け、実施している特別支援学校の割合

「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の向上

文部科学省 障害者活躍推進プラン 概要（令和2年7月）

趣旨

- ◆ 共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。同年4月に学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出した。**さらに、令和2年7月に高等教育段階における新たな政策プランを加え**、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める7つの政策プラン

1. 障害のある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ① 障害者雇用促進に向けた基礎的な取組
＜実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等＞
- ② 法定雇用率の達成に向けた採用の取組
＜プレ雇用、ステップアップ制度の導入等＞
- ③ 職場定着し活躍できる職場環境作りの取組
＜職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮＞

3. 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ① 学びの場の充実に向けた基盤の整備
＜自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進＞
- ② コンファレンスの実施
＜障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催＞
- ③ 生涯学習機会の充実に向けた調査研究
＜合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究＞

5. 障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備
＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞
- ② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備
＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞
- ③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上
＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

7. 障害のある人の大学等の学びを支援する【新規】～高等教育の学びの推進プラン～

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することができ、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ① 大学間連携等による障害学生支援体制の強化
- ② 障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開
- ③ 学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進
- ④ 大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

2. 発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ① 通級における指導方法のガイドの作成
- ② 「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

4. 障害のある人の文化芸術活動を支援する ～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ① 鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ② 全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③ 共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④ 日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

6. 障害のある人が教師等として活躍することを推進する ～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ① 教師に係る障害者雇用の実態把握
- ② 教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③ 教員採用試験の改善
- ④ 相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤ 障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥ 教師以外の職員の障害者雇用の推進

背景

- ◆平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が法的に義務化ないし努力義務化。
- ◆「障害者基本計画（第4次）」（計画期間：平成30年度～令和4年度）において、高等教育における障害のある学生に対する支援を推進することが求められている。
- ◆「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるため、学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促すことが求められている。

現状・課題

障害のある学生数の増加

- ◆障害のある学生の在籍者数の増加
H22：0.9万人 ⇒ R1：3.8万人（約4.3倍）
- ◆障害のある学生の在籍校数の増加
H22：785校 ⇒ R1：937校（約1.2倍）

担当部署・担当職員の配置状況

- ◆障害学生支援の担当部署を設置している大学等 95.9%（うち専門部署を設置 22.2%）
- ◆障害学生支援の担当者を配置している大学等 95.2%（うち専任の担当者を配置 19.5%）

障害学生支援の取組状況

- ◆障害のある学生が在籍している大学等のうち、授業に関する支援を実施している大学等 85.3%
- ◆障害学生支援に関する規程等を整備している大学等 59.5%
- ◆紛争の防止、解決等に関して対応する機関がある大学等 46.8%
- ◆ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等 50.8%
- ◆障害のある学生が在籍している大学等のうち、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等 20.1%

大学間連携等の状況

- ◆大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等 45.6%

高等教育の学びの推進プラン

各大学単独ではなく組織的なアプローチによる支援

①大学間連携等による障害学生支援体制の強化【令和3年度～】

これらの課題を解決するには、各大学等が単独で取り組むだけでは限界。先進的な取組や知見を持つ、複数の大学等がプラットフォームを形成し、各大学や学生等がそこへ相談できる体制の強化を図る。これらの取組を通じ、将来に向けJASSO等を含め大学等が相談できる常設の組織を検討。

②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開【令和3年度～】

支援人材確保のため、地方公共団体等の学外リソースを活用している好事例や、情報公開や就職支援等の取組が進んでいないものについて、好事例を収集し各大学等へ展開。特に、障害のある学生は、まわりにロールモデルをみつけづらい状況にあるため、就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。

学生同士の主体的な学びの支援

③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進【令和2年度～】

学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の取組を促進。サポートされる学生はどのようなサポートが必要かを積極的に他者に伝えサポートする学生は障害や障害のある学生についての理解を深めていく。新たな経験や他者とのコミュニケーションを通じ、学生同士の主体的な学びを促進するため、令和2年度より、学内ワークスタディ経費において障害学生支援の取組を重点的に支援。

大学等の執行部・教職員に対する周知啓発

④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発【令和3年度～】

平成28年4月施行の障害者差別解消法の見直しの検討を踏まえ、大学等に対する情報提供や周知啓発を強化。特に、学生の受入れや予算配分等に権限や責任のある私立大学等の執行部に対する情報提供や周知啓発を強化。

〇〇 全ての学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保
多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨

共生社会の実現

令和5年度障害者施策関係予算等（高等教育における障害学生支援の推進）

- ◆ **障害のある学生の修学・就職支援促進事業** <令和5年度予算額：35百万円>
先進的な取組や知見等がある大学等が連携するプラットフォームを形成し、大学等からの相談に対応するとともに、地域における障害学生支援のネットワーク形成への支援、好事例・ロールモデルの収集・展開等を通じて、障害ある学生の修学・就職支援を推進。
- ◆ **国立大学における障害のある学生に対する支援** <令和5年度予算額：255百万円 ※国立大学法人運営費交付金の内数>
「障害者基本計画（第4次）」に定める障害学生支援の成果目標を達成するため、障害学生の受け入れにかかる体制整備に必要な経費を国立大学法人運営費交付金により措置。
- ◆ **私立大学等における障害学生学習支援等** <令和5年度予算額：297,566百万円の内数>
各私立大学等の障害者の受入人数や具体的配慮の取組に応じて私立大学等経常費補助金を増額する。
- ◆ **国立大学等施設整備** <令和5年度予算額：36,265百万円の内数>
新增改築、改修等の事業と併せて行う障害者等の利用に配慮した施設整備を、施設整備費補助金の対象としている。
- ◆ **私立学校施設整備** <令和5年度予算額：9,042百万円の内数>
障害のある学生等が円滑に利用できる施設環境を整備するために行われる私立学校施設の改造工事に必要な経費についても国庫補助の対象としている。
- ◆ **独立行政法人日本学生支援機構における学生生活支援事業**
多様な学生に対する支援の充実を図るための大学等の学生指導担当教職員等に対する研修会や障害のある学生に対する修学支援その他学生支援業務の充実に必要な調査を実施。

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

35百万円
36百万円)



文部科学省

背景・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約4.1万人※であり、平成24年から令和3年の10年間で約4倍に増加。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の24.8%※、専任の担当者を配置している大学等は21.7%※であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層の体制整備や支援人材の養成等が必要。
- また、障害のある学生への相談窓口を設置している大学等は81.7%※、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は51.4%※であり、障害のある学生からの相談対応や調整機能の強化も必要。

※出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（(独)日本学生支援機構）

- ◆ これらの課題を解決するには、各大学等が単独で取り組むだけでは限界。
- ◆ 「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は46.4%※にとどまっている状況。

➡ 先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用することにより、支援の充実を図っていく。

◆「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）

障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。

◆「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦ 高等教育の学びの推進プラン」（令和2年7月策定）

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することでき、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

①大学間連携等による障害学生支援体制の強化、②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

事業内容

事業実施期間：令和2年度(単年度)、令和3年度～令和5年度(3カ年度)

①大学や学生等からの相談への対応

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、専門的な助言や提案を行う。

②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

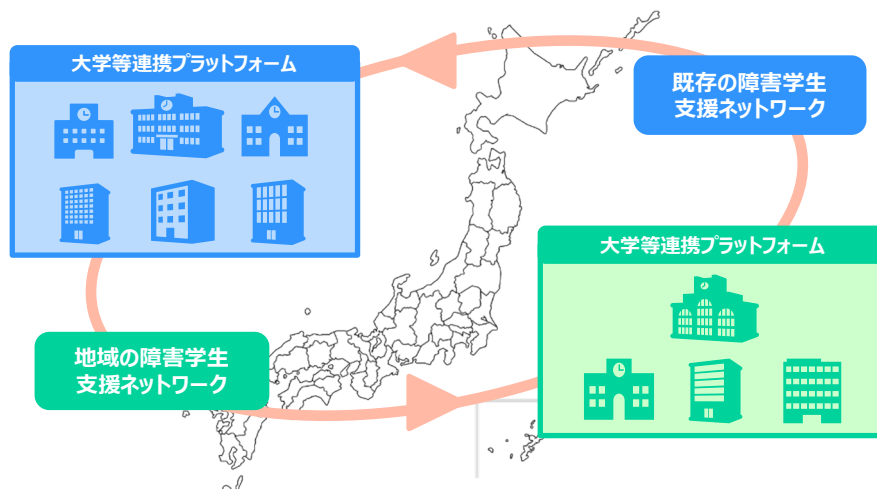
大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、地域における障害学生支援ネットワークの形成支援や既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。

③好事例やロールモデルの収集・展開

各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）やコロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集するとともに、各大学等へ展開。さらに、就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。

④効果的なピア・サポートの事例収集・展開

学生への「心のバリアフリー」を促進するため、学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開。



活動目標

- ◆ 採択校数 2校〔継続〕
(17.25百万円*2校=34.5百万円)
- 〔※ 事業参加校数(実績)
R2:72校, R3:83校〕

期待される効果

- ◆ 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生への支援
- ◆ 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供
- ◆ ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進 等

目指すべき姿

- ◆ 大学等連携プラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより、高等教育機関全体として障害学生支援の充実
 - ◆ 全ての学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保
- ➡ 共生社会の実現

独立行政法人日本学生支援機構の取組

1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ◆すべての大学等（大学・短大・高専）を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ◆調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

- ◆障害学生が在籍していない、あるいは思うように取組が進まない大学等を対象に、合理的配慮等の基本的事項の理解啓発を行うセミナー
- ◆令和2年度～4年度はYouTubeにてオンデマンド配信

3. 障害学生支援専門テーマ別セミナー

- ◆発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー
- ◆令和2年度～4年度はYouTubeにてオンデマンド配信

4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ◆講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ◆令和4年度 基礎プログラム-246名参加 応用プログラム-49名参加

5. ハンドブックや事例集などの作成

- (1) 合理的配慮ハンドブック
 - ・障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説（平成29年度作成・公表／平成30年度市販）
- (2) 教職員のための障害学生修学支援ガイド
 - ・障害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組みばよいかを解説（平成26年度改訂・公表）
- (3) 障害のある学生への支援・配慮事例
 - ・大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介（平成27年度作成・公表）
- (4) 障害のある学生に関する紛争の防止、解決事例集
 - ・障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。
 - ・毎年大学等から事例を提供いただき、有識者による分析を経て、公表。
 - ・令和3年度に発生した事例は令和4年度に計61件公表。
 - ・「障害学生に関する紛争防止・解決事例集ウェブコラム総集編」の作成（令和3年3月公表）



「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」について

- ◆ 文部科学省では、令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討」について、大阪教育大学に委託し調査研究を実施し、「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」等をとりまとめ。
- ◆ 障害のある学生全般に共通する教育実習での合理的配慮に関する対応や留意事項のほか、障害種別に特化した対応や留意事項をまとめており、各大学が障害のある学生の教育実習を円滑に実施する上で参考となる情報を掲載し、各大学等に周知している。

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル

○障がいの種別にかかわらず、障がいのある学生全般に共通する教育実習での合理的配慮に関する対応や留意事項のほか、障がい種別に特化した対応や留意事項も記載。

○学生の障がい種別に特化した対応マニュアルでは、障がいの概要と困難さの例を記載。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト

○マニュアルに記載した内容や障がいの種別ごとのチェックリストの例を記載。

令和3年度 文部科学省委託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」
教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究

障がいのある学生の 教育実習における合理的配慮に関する 対応マニュアルとチェックリスト



大阪教育大学は文部科学省より委託を受けて、「教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究」を行いました。

目的

教職課程を置く大学等に在籍する障がいのある学生が教育実習に参加する際の支援を検討するにあたり、教育実習の指導等にかかわる教職員が障がいのある学生に対して配慮すべき事項を明らかにしました。調査研究で明らかとなった内容を参考に、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって配慮すべき事項をまとめ、その配慮事項のマニュアル及びチェックリストを作成し、公開しました。

マニュアル、チェックリストについて

本調査にご協力くださった教職課程をおく大学の教育実習担当部署や障がい学生支援の専門部署の教職員へのインタビュー調査をもとに、障がいのある学生の教育実習にあたっての対応マニュアルと対応の実施状況を確認するチェックリストを、本学の各障がい種を専門とする教員、障がい学生支援専門部署、教育実習担当部署の教職員で作成しました。また、マニュアル、チェックリストは、教育実習受け入れ側の学校現場との連携が重要であることから、大阪府立支援学校校長会のご協力を得て、現場教員の認識を踏まえた有識者会議においても検討を行いました。

作成したマニュアル、チェックリストはHPで公開しております。また、冊子での配布も行っております。ご希望の方は以下の項目を記載の上、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームにお問い合わせください。

- 件名：教育実習における合理的配慮に関する
マニュアル、チェックリストの問い合わせ
- 本文：機関名
送付先住所
ご担当者名
メールアドレス

事業報告HP

<http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/sienroom/index.html>



Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

本事業は、文部科学省からの委託を受けて、大阪教育大学が実施したものです。

お問い合わせ先：大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム (sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）について



文部科学省

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

通称：読書バリアフリー法 施行日：令和元年6月28日

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディobook等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体は、**国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施**

基本的施策（9条～17条）

- ① 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
- ② インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
- ③ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
- ④ アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
- ⑤ 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
- ⑥ 端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ⑦ 情報通信技術の習得支援（15条）
- ⑧ アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）
- ⑨ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は、③の電磁的記録等の提供促進・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）

地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

国の動向

- 18条に基づき設置した関係者協議会での意見聴取を踏まえて、7条に基づき

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（基本計画）を策定（令和2年7月）

- 基本計画に基づき、関係省庁等において関係施策を推進

読書バリアフリーの推進について：https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm

地方公共団体に求めること

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定

※努力義務、他計画に上記計画を位置付けることも可

- 読書バリアフリー関連施策の推進

- ・視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）
- ・インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）
- ・特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）（電磁的記録等の提供促進は除く。）
- ・端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（14,15条関係）
- ・製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- 啓発用リーフレットの周知および活用

誰もが読書ができる社会を目指して

～読書のカチを選べる「読書バリアフリー法」～（啓発用リーフレット）

本体はこちらよりダウンロード↓↓

障害者やその御家族等に公立図書館や点字図書館等でどのようなサービスが行われているのか、またどのような本があるのかを知ってもらうためのリーフレットを作成しました。**読書バリアフリー法の周知や図書館における障害者サービスの紹介に御活用ください。**



啓発用リーフレットについて：https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html

2019年6月に「読書バリアフリー法」が成立しました！

どんなことが変わる？

「読書バリアフリー法」とは？

国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を負う。

地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施する責務を負う。

国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を負う。

地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施する責務を負う。

図書館で利用できるサービス

インターネットによるサービス

公立図書館

私立図書館

点字図書館

国立国会図書館

図書館で利用できるサービス

インターネットによるサービス

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

(読書バリアフリー基本計画)

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタール図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校等の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成